



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所

〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1

TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

[http:// www.
okamoto-pat.jp/](http://www.okamoto-pat.jp/)

2022 FEBRUARY / 250号

★ 海外からの模倣品流入への規制強化 ★

先月号のニュースで特許料等が本年4月1日から値上げされることをお知らせしましたが、同日施行のその他の改正事項についても説明していこうと思います。今回は海外からの模倣品流入への規制強化です。

(1) 商標法・意匠法の改正

商標権や意匠権の侵害が認められるのは、「業として」登録商標が使用された場合や登録意匠が実施された場合です。「業として」とは、事業としてということであり、反復継続して行うことが前提です。そのため、個人使用目的での輸入は各権利の侵害に当たらないと考えられてきました。しかし、フリーマーケットアプリや通販サイトを通じて個人輸入が拡大している最近の実情に鑑みると、現行法の規定では権利者の保護が不十分といわざるを得ませんでした。

そこで、本改正により、海外事業者による模倣品（商標権・意匠権侵害品）輸入行為が商標権・意匠権侵害となることが明確化されました。

【改正商標法2条7項】（「使用」の定義規定）※下線部は改正箇所

この法律において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為が含まれるものとする。

【改正意匠法2条2項1号】（「実施」の定義規定）※下線部は改正箇所

意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入（外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を含む。以下同じ。）又は譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為

これにより、日本国内にいる個人輸入者が個人使用目的で模倣品を購入した場合でも、海外にある者が「業として」模倣品を持ち込ませれば、商標権侵害や意匠権の侵害が成立します。

なお、今回の改正では、特許権や実用新案権における同様の改正は行われませんでした。これは、特許権や実用新案権については、商標権侵害や意匠権侵害と異なり、侵害の有無の判断がより困難であることが考慮されたためといわれています。

(2) 取締りの実務

商標権侵害や意匠権侵害があったとき、民事的措置や刑事的措置もとれますが、早期解決には税関による水際取締りの方が有効です。税関長に対し、自己の知的財産権を侵害すると認める貨物が輸入されようとする場合は認定手続を執るべきことを申し立てることができます。この申立ての受理後は、多くの場合、輸入者側が知的財産権侵害該当性を争わない限り侵害該当性が認定されるという簡易な手続により進められます。そのため、民事的措置と比べ、侵害認定に時間と費用がかからないため、有用な対策となります。